

平成31年4月1日

学術交流会館使用者 各位

国立大学法人北海道大学

財務部資産運用管理課長 浅野 智 裕

学術交流会館喫煙室の廃止について（通知）

平成30年7月25日付けで、望まない受動喫煙の防止を目的とした「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が公布され、大学を含む第一種施設において敷地内禁煙が義務付けられました。

その後公布された政令により、改正法の施行日が平成31（令和元）年7月1日と定められましたので、当館喫煙室については、令和元年6月30日（日）までに準備でき次第廃止しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【本件に関するお問い合わせ】

財務部資産運用管理課

施設貸付担当

011-706-2167（内線 2167）